［略］		
三・九―四世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して三・九―四世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の二
第五世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の二
［略］		
アンライセンスLPWAサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一　電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してアンライセンスLPWAサービスを提供する電気通信事業者 二　アンライセンスLPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてアンライセンスLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるアンライセンスLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの	様式第十五の二
［略］		

2　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十二までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

［一・二　略］

［3・4　略］

（一契約当たりの通信量等報告）

第二条の二　基地局を設置して三・九―四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九―四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に、それぞれ提出しなければならない。

2　前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九―四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に、それぞれ提出しなければならない。

［同上］		
三・九―四世代携帯電話アクセスサービス	基地局を設置して三・九―四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の二
［同上］		
LPWAサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一　電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してLPWAサービスを提供する電気通信事業者 二　LPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの	様式第十五の二
［同上］		

2　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

［一・二　同上］

［3・4　同上］

（一契約当たりの通信量等報告）

第二条の二　基地局を設置して三・九―四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九―四世代携帯電話アクセスサービスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2　前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九―四世代携帯電話アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。